平成 24 年 2 月 2 1 日 財団法人東京都医学総合研究所

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当研究所では、次世代育成支援対策推進法に基づき、下記のとおり「一般事業主行動計画」を定めています。

1. 計画期間

平成24年2月21日から平成27年3月31日までの約3年間とする。

2. 計画内容

- (1) 雇用環境の整備に関する事項
 - ①子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - ア 妊娠・子育て中職員への支援制度の周知、取得促進
 - ィ 子どもが生まれる際の父親の支援制度の周知、休暇の取得促進
 - ②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - ア 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
 - ィ 在宅勤務等の場所・時間にとらわれない働き方の導入
- (2) その他次世代育成支援対策に関する事項
 - ①研修生の積極的な受入等を通じ、若年者に対する職業訓練等を促進する